

地方出先機関分科会
第8回議事録

官民競争入札等監理委員会

第 8 回 地方出先機関分科会 議事次第

日 時：平成 20 年 7 月 28 日（月）17:35 ～ 19:05

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 題

地方環境事務所の事務・事業に関するヒアリング

3 . 閉 会

石川専門委員 それでは第8回「地方出先機関分科会」を始めさせていただきます。本日は地方環境事務所からのヒアリングということで、ワーキンググループ2の私、石川と、岡本専門委員工藤専門委員3人なのですが、お2人が遅参されますので、私が司会と進行を務めさせていただきます。

本日の議題は、

地方環境事務所の事務・事業のうち、

- ・環境カウンセラー事業
- ・環境教育リーダー研修事業（基礎講座）
- ・循環型社会形成推進事業（循環型社会に向けた情報発信事業 地域別3R推進大作戦）に関してヒアリングを行います。

それでは、ただいまより地方環境事務所の事務・事業に関して、環境省より説明をお願いいたします。

環境省からの御説明は20分とし、そのあと55分ほど質疑応答させていただきたいと思います。御説明に当たりましては、「市場化テスト」との絡みというところを中心にお願いをしたいと思います。それではお願いいたします。

坂本室長 地方環境室の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

私の方から地方環境事務所の概要を若干御説明差し上げて、それぞれ担当の方から、今回の3事業につきまして詳細に御説明を申し上げたいと思っております。

今お手元にお配りいたしましたパンフレットをごらんいただくのが一番をおわかりやすいかと思っております。

1ページ、地方環境事務所はここに書いてありますように、2005年10月に地方環境事務所としてスタートしたということでございますが、その右側に書いてありますように、もともと自然保護事務所というものと地方環境対策調査官事務所、この2つを2005年10月に統合したという経緯があります。自然保護事務所というのは、厚生省時代、昭和28年に国立公園の事務所ということでスタートをしております。国立公園の利用、保全ということをテーマにして、地方レンジャーが、全国9カ所からスタートさせていただいておまして、昭和46年に厚生省から環境庁が発足したときに、当時の国立公園部という部分はそのままそっくり私どもの今の自然環境局、当時は自然保護局と言っておりましたが、その下に全部移っております。

あわせてそのときに、鳥獣保護課ということで、農林水産省が所管していた鳥獣保護関係のものを環境庁に当時移しております。

そういうものを母体にしながら、まず国立公園の地方環境事務所として、国立公園の整備をしてきたわけでございますが、平成に入りまして、平成6年に、種の保存法とか、平成12年の地方分権一括法に伴っての国立公園の許認可事務の直接執行、平成13年の、省庁再編、平成14年に、生物多様性国家戦略とか、自然再生推進法とか、いろんな法律ができて、自然環境の分野という、国立公園だけではなくて、野生生物的部分を含めたものを自然保護事務所として動かしております。

一方、昭和49年に、当時の行政管理庁、現在の総務省でございますが、ここに管区行政監察局というものがございまして、ここに環境調査官というものを配属させていただいて、当時の環境庁長官の指揮命令系統の中で、地方における環境情報の収集、相談事務というものがスタートした。この2つが、並行して業務をしておったわけでございますけれども、今般、環境問題というのは非常に多様化しておりまして、中央だけで行おうわけにはいかないということで、地方のコアをつくらなければいけないというスタートラインのもと考え方を統合させていただきまして、先ほど申し上げました、2005年10月、地方環境事務所として、次のページにございますけれども、大きく4つの柱の事業として、「1. 廃棄物・リサイクル対策」、「2. 環境保全対策」、「3. 自然環境の保全整備」、「4. 野生生物の保護管理」という4つの大きな柱の顔中心に、業務を進めさせていただいているということでございます。

今回挙げました3事業につきましては、廃棄物・リサイクル対策の関係の3R事業ということと、環境保全対策課の方で行っております環境教育関係の推進事業ということで、環境カウンセラー事業、環境教育リーダー研修事業というのが、この両方の課の所掌業務としてスタートさせていただいているということでございます。

それでは個別ごとに御説明申し上げたいと思います。

3Rからよろしゅうございますか。

岩山室長補佐 廃棄物リサイクル対策部企画課の岩山と申します。よろしくお願いたします。

今お手元の方に資料を2つ配付させていただきました。1つは、今御説明ありましたように、この事業を全国で7ブロック、7地方環境事務所の方に、おおむね300万~400万の予算を配賦いたしまして、各事務所におかれまして、3Rの推進地方大会というものをその予算でやっていただいております。

今お手元にお配りしたのが、その7ブロックに配布したうちの関東事務所の、昨年実施の平成19年10月14日、1日で開催したんですけれども、その開催概要ということでお配りしてあります。

中身につきましては、提出させていただきました市場化テストの実施に対する回答の用紙の方で説明させていただきますが、お配りしました資料のように3Rの地方全国大会というのは、1日もしくは事務所によって2日開催する事業でありまして、その準備に大体2週間程度、各地方公共団体とかNGO、NPOの方であるとか、そういった方々と調整いたしまして、2週間ほどで準備いたしまして、実際に開催する事業でございます。

事業の中身自体につきましては、チラシをつくったりポスターを作成したり、または実際に展示会場となるブースを借りたり、そういったものがほとんどでございまして、その開催する間に国の職員が、国の施策等を説明するというところでございます。

今回「市場化テスト」に関しまして、実施の可否ということで、否ということで記載させていただきましたが、説明いたしますれば展示とかブースのレイアウトとかについては、現在企画競争でやっておりますが、実際に国の施策というものを説明するについては国の職員が実際に地方の大会に行きまして、個別に国の施策を説明する。わずか2週間の準備の間で、国の職員以外の者が、蓄

積された国の施策の内容であるとか、知識の集積であるものについての他の者がするのは非常にマイナスであると考えておりました、それで「市場化テスト」については、否という形で答えさせていただきます。

簡単ですけども、よろしいでしょうか。

石川専門委員 ありがとうございます。それでは先に個別に説明してください。

出江室長 それでは引き続きまして、環境カウンセラーの事業を御説明させていただきます。

環境カウンセラーでございますが、現在、環境保全の実施には非常に人材が重要だということでは言われております。これは環境立国戦略の中でも、人材育成の重要な柱となっておりますところでございます。そういう中で環境カウンセラーは、市民活動とか、実際に事業の中や市民活動などをこれまで実施してこられた経験を有する方が、私どもの環境カウンセラーの登録規定等に基づいて、申請をしていただきまして、一定の水準にある方を登録させていただいている制度でございます。

ある意味環境省の職員がすべてのエリアの中で、人材育成もしくはそれぞれの地域の保全活動に直接関わるといのは非常に難しい中、これまでの経験を踏まえて、地域の中で活動された、また事業者の中で活動された方が活動していただくといのは非常に有意義なことで、その基本的な水準と枠組みを設け、それを運用しているところでございます。この制度自体は平成8年から実施をしております、平成19年度末で、約4,500人の登録をいただいているところでございます。基本的には市民部門と事業部門ということで、それぞれの経験の経緯を踏まえて、大きく2つの形に分けているところでございます。

全体的な登録の制度自体は、環境省本省の方で行い、実質の登録業務や普及啓発の部分については、別途請負という形で、それぞれのところへ企画競争において出しているところでございますけれども、今回の地方環境事務所においては、これに関連する研修業務を実施しているところでございます。この研修と申しますのは基本的に先ほど申しましたように、一定の手続きを経て登録をしていただくわけでございますけれども、初期の登録をされた後3年以内に少なくとも1回研修を受けていただかなければいけないとしている制度上位置づけられた大事な不可欠な研修でございます。

内容的には、それぞれの地域での特性を踏まえた、カウンセラー活動に資するものを選んで、メインの課題として実施しているところでございますが、基本的にこの実施の仕方は、先ほど御説明申し上げました全国にあります7つのブロック単位でそれぞれ実施をしております。登録の試験みたいなものにつきましては、面接を少しやっておるものですから、それは全国2箇所で行っております。これは先ほど申し上げましたように、義務づけているという関係もございまして、来ていただきやすいところでブロック単位で実施をしているところでございます。

それぞれの地域で、例えば都市部を中心としたブロック、農村部やそういうところを中心としたブロックでニーズもある程度違いますので、そういうニーズを踏まえつつ、それぞれのブロック単位で実施をする。実施に当たっては、その地域の環境保全活動、環境教育に詳しいNPO等に請負で一部実施上の業務を出しますが、事務所が先ほど申しましたような全体の流れの中にある大事な研修でございますので、一体となって実施しているところでございます。

そういう意味で、これは国の全体的な環境保全の活動を補完する役割を持っている環境カウンセ

ラーが、地域において活動する部分を担っているという関係で、例えばNPOがそれぞれの考えで勝手にその内容を考え、実施をするというのではなく、全国的なシェアを持ちつつ、地域性も配慮しつつ、それぞれブロック単位で出していく、国と請負団体が一体となって実施をするという形が非常に必要であると考えております。

そういう意味で、全体パッケージですべて民間に出してしまうというのは、趣旨から言うと合わないと考えておまして、「市場化テスト」にはなじまないものと考えておるところでございます。

御説明としてはそういう形です。

引き続きまして、同じく、私どもの室が2つ当たってしまったんですが、環境教育リーダー研修というものがございます。同じく私の室で実施させていただいております。

この環境教育リーダー研修というものは、実は平成15年に環境保全活動及び環境教育推進法の流れの中で、その基本方針の中に位置づけられている事業でございます。この環境教育の推進法は、いつでも、だれでもというか、発達段階に応じて、すべての人間が、またすべての主体がかかわって環境教育をしっかりとやっていくんだ。環境保全活動をやっていくんだということでございますけれども、そういう中でも、学校での環境教育の流れの中で、教師の方々が、地域の環境リーダーとともに、環境教育を学び実施していくような研修を設けるべきだという基本方針を定めまして、位置づけられているところでございます。

そういう流れの中で、15年からずっと実施しておまして、現在7ブロック、それぞれ50~60名、年間300名程度、若干多いところ少ないところはあるんですけども、その程度の養成を行ってきているところでございます。

この事業は文部科学省との連携事業でございまして、両方から人材と資金を投入して実施をしているという形でございます。

実施は私どもの方は地方環境事務所が、文部科学省の方は、実施上はそれぞれの都道府県の教育委員会がカウンターパートとなって実施しますが、元のお金は文部科学省から当該都道府県へお金が流されるという形になっております。

毎回各ブロック1年に1か所ずつやっております、7件あるところ、8件あるところとありますが、それを県を変えながら、実施してきておるとい状況でございます。

そういうことで毎年違う都道府県さんと連携を組んで調整をやりながら、実施をするという内容を持っております。

実施の仕方としましては、計画策定、プログラムの内容をどういうふうな研修をするのかという部分を、それぞれの地域の特性がございますので、その地域に詳しいNPO等に委託をした上で、計画策定等を行って、それから実施に移している。その段階は検討会を開きまして、地元の先生方、大学の先生、行政関係者、教育委員会、当然私どもが入りまして、その地域にふさわしいプログラムを考え実施をする。プログラム策定等の検討会の部分の費用は私どもが分担しまして、実施に当たった講師謝金、会場等については、教育委員会が、文部科学省さんから流れてきたお金で実施をするということで、当日は両方合わさって実施をするという形で、参加するメンバーも一般の方が半分、教員が半分というのを目指して募集をし、実施をしているところでございます。

こういうふうにならざるにそれぞれ連携をし、民間の知恵も合わせて実施をしているものでありますが、これは民間だけというふうには考えますと、学校での環境教育に資する人材、地域も当然役に立つわけですけれども、そう考えました場合に、学校での教育の過程等も十分熟知し、そういうことを踏まえた中でやっていく必要があります、今やっております文部科学省、環境省、そして民間という三者が合わさって実施をしているこの形というのは、非常に実施上望ましいと思われ、また、これはすべて民間に委ねてしまいますと、先ほどの話とつながるところがございますが、民間の創意工夫であっても学校現場に合わないようなものが出てきても困りますし、そういう面で、現在の形での実施が望ましく「市場化テスト」にはなじまないのではないかと考えているところでございます。

一応私どもの考えを御説明させていただきました。

石川専門委員 どうもありがとうございました。

それではただいまから、御説明のありました3事業につきまして、質疑応答を行いたいと思います。時間の制約もありますので、回答も含めまして、終わりは大体18時50分くらいをめどということで進めさせていただければと思います。

3事業と今御説明を聞いて、それぞれ違うんですが、リーダー研修とカウンセラー事業は室も一緒ということですから、まとめて後でお話するというようにして、最初の3Rのところから、私の方から質問をさせていただければと思います。

このいただいた様式だと二つ目の環境カウンセラーのところは、法的な根拠は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に係る法律第4条を根拠とすると書いてあって、これは循環型社会形成基本法に基づいてやっておられるという理解でよろしいのでしょうか。

岩山室長補佐 循環型社会形成基本法と、その下に、基づく基本計画がございますが、その基本計画の中で3Rの例えば地方公共団体であるとか、国の取組みであるとか、その旨が一応定められております。

石川専門委員 わかりました。先ほど「市場化テスト」を実施しない理由というのがあらかじめ文字には書いて出してはいただいているんですが、その口頭の説明のところは十分聞き取れなかったのですが、他の者がするのはマイナスとたしかおっしゃったと思うんですが、何が支障があるのか。現在でも民間には、仕事をお出しなっているわけですね。

岩山室長補佐 民間に出している部分がまさに展示ブースの設立であるとか、展示ブースは必ず1ブロック当たり5万円という費用がかかりますので、そういった事務的な作業であるとか、ポスターを純粹につくるだけの作業であるとか、勿論中身につきましては国の施策を反映させるために、私ども国の職員の方で中身を考えたり、方向性を考えたりするんですが、それに従って、純粹にポスターをつくるであるとか、そういった作業を請け負っているわけでありまして、マイナスなると言ったのは、肝心の、国の施策という形で国が3Rの施策を国民の方であるとか、事業者の方であるとか、地方公共団体の方と連携して、どういう形で進めていくかというところは、国の職員以外では非常に長い時間をかけて積み上げてきた国の施策であるので、そこを一概に民間の方々に委ねるといというのは、国の施策をPRする上でもマイナスではないかと思えます。

石川専門委員 そうすると、現在委託先に出されているセレスポさんというのはどんな会社なん

ですか。

坂口課長 実際に企画競争でやっていますので、セレスポという会社が必ず取るというわけではありません。昨年度関東でたまたま取ったのがセレスポという会社なんですが、これはイベント企画会社です。

石川専門委員 そうすると、実際その部分には民間の方が入っていらっしゃるわけですね。先ほどの話で長い積み重ねがあるというのはよくわかりますし、準備期間が2週間と短いわけですね。勿論、好き勝手にいろんなことをしゃべっていただくわけではなくて、国の施策をこういう形でお願いたいといって、民間の人にも一部分そこは入ってやっているわけですね。

岩山室長補佐 純粹にポスターをつくる作業であるとか展示ブースをどういう形でレイアウトするとか、そういうところに一応民間の方々に、やっていただいています。

石川専門委員 現行でもそこは入っているわけですね。そうすると1ブロック当たり、約400万ということなんですが、これはやはりその地域地域で違いますね。関東は額は大きいと思うんですが、これはどんな感じですか。平均ではなくて、例えば先ほど関東の環境事務所が規模として大きいわけですね。平均にすると400万ですけれども、どんな感じでしょうか。

岩山室長補佐 一番金額が安いところが、北海道で320万というのがありまして、一番大きなところでは、中四国で570万です。

坂口課長 これは中国と四国に特に両方ございますので、2つ合わせてということですよ。

石川専門委員 そうすると、平均して400万なんですけれども、この事業費の中には勿論公務員の人件費が入っていませんね。そうするとこの400万が先ほどの展示ブース、あるいはポスターを事前に印刷するという辺りに支出されているという理解ですか。

岩山室長補佐 はい。

石川専門委員 その部分が「市場化テスト」に合わないという理由は、何ですか。

岩山室長補佐 国の施策を、循環基本計画の中でも国が本来取り組むべき内容とか、事業者の方であるとか、連携してやるべきという中で、閣議決定された事項の中で国が3Rの普及啓発のために取り組むべきことというのが定められているんですけれども、当然こういったブースをつくったりとか、そういったところについては企画競争という方法を取りましてやっているわけでありまして、実際に会場に来られている国民の方々とか、企業の方々に、国は今こういうことを考えている。実際にパンフレットとかチラシなどを配りながら、3Rの取組みについて職員の方が一応政策を説明していく。これは国の本来取り組むべきことということで基本計画の中に定められているものでございます。

石川専門委員 それはわかりました。では、逆にお伺いしますが、官民競争入札という仕組みが導入されると、何が支障があるんですか。そこは公務員の方がおやりになるのは当たり前のことですね。

岩山室長補佐 施策を説明するところですか。

石川専門委員 そこは本来業務なんだから、そこに官民競争入札とか「市場化テスト」は関係ないですね。何が支障になるのでしょうか。話を伺っていて、そこが私は理解できないんです。つま

り説明するところまで「市場化テスト」に出せということを行っているわけではないです。

岩山室長補佐 すべてを「市場化テスト」という形でやるのは、官としてやるべきところか定められているので、それはちょっと難しい。

石川専門委員 それは言っていないです。平均で1ブロック当たり400万の事業費というのを、現在民間に出しておられる部分が「市場化テスト」のスキームに乗らないとすれば、なぜですかということをお伺いしているんです。そこのお答えをいただけますか。ここは説明業務とは全く関係ないですね。先ほどから確認しているように、展示ブースであるとか、ポスターの作成料に限られていて、ここは3Rの中身を説明するというところではないですね。

岩山室長補佐 そうですね。

石川専門委員 そうすると、そこを今やっている仕組みを「市場化テスト」の仕組みに変えてくださいと、こちらは申し上げていて、それを変えると支障があるということであれば、こちらとしても考えるわけです。今のお話を聞いている限りだと何が支障があるのかがよく見えない。そこを明確に御説明いただけないでしょうか。

岩山室長補佐 それはやはり一般競争入札にするということなんでしょうか。

石川専門委員 企画競争でもいいんですが、民間に出しておられるという仕組みを、要するに、普通の仕組みではなくては、せっかくつくった「市場化テスト」という形で入れていただく。たまたま同じ業者さんが落札するという可能性はあるわけです。

岩山室長補佐 可能性としてはありますね。

石川専門委員 要するに、見かけは何も変わらない。法的な仕組みが現在の仕組みから「市場化テスト法」に乗る仕組みに変わる。だから目に見えるところは変わらない、目に見えない法の世界のところだけが変わるということだけなんです。その際にも公務員であるということまで「市場化テスト」の対象に出せということを行っているわけではなくて、こちらで言うところにある約400万の事業費のこの部分だけかなぜ「市場化テスト」の仕組みに乗らないのか、支障があるとすればそれはなぜかということなんです。

岩山室長補佐 国の施策を当然公務でやるわけですから。

石川専門委員 それは今聞いていないです。400万のこの部分がなぜ「市場化テスト」のスキームに乗らないのでしょうか。民間に出しておられる部分ですから、ここがなぜ乗らないのかを御説明していただきたい。職員の方の説明は、今聞いていないですから、そこを絞って御説明いただけないでしょうか。

岩山室長補佐 ここは言い方だと思うんですけども、この事業に、職員の分は当然積んでいないということは繰り返しですけども、この事業を成功させるためには、当然それは一体となってやるべきであって、純粋にこれだけ投げて、やるわけではない。

石川専門委員 これだけというのは、この400万の事業費ですか。これは現行でも一体となって今の仕組みでやっておられるでしょう。それは「市場化テスト」でも一体となってできるわけですよ。一体となつてという意味は、何か具体的に一体となるということなんでしょうか。

岩山室長補佐 一体となるというのは、つくるのは純粋に事業者の方がつくっているわけですね。

れども、それについて中身を説明するのは一応国なわけです。

石川専門委員 それはわかりました。中身を説明するところまで「市場化テスト」に出せと言っているのではないので、展示ブースとか、ポスターを印刷するというこの部分です。それが今の仕組みから「市場化テスト」の仕組みに移ることによって生じてくる支障がわからなくて、今伺っているんですが、何が具体的な支障になるのでしょうか。

多分これは説明できないと思うんです。ほかの方でも、もしこういう論拠があるんだと言っただけならば結構なんです。その400万の部分というのは、こういう方針でやってもらいたいという形でおっしゃっているわけでしょう。実際にやるのは民間ですね。こういう方針でやってもらいたいというところは全く何も変わらないので、そこは一体としてできるわけですから、その意味での御心配もないのではないかと思われる。

そうすると、この「市場化テスト」の仕組みがまだ十分にわからない。だから不安だということはあるかもしれませんが、そこを除けば、今の仕組みとそんなに大きく変わるものではないと思うんです。そこは「市場化テスト」に乗れないという理屈を御説明いただくとありがたいんです。

岩山室長補佐 これは一度整理させてもらってもよろしいでしょうか。

石川専門委員 わかりました。

次に2つまとめるといふわけにはいかないんですが、このカウンセラーで事業と、リーダー研修事業というのは、事業としては別ですけれども、環境省さん施策の中で連動は全くしていないんですか。

出江室長 前からやっているものも一部ありますが、先ほど申しました環境保全活動及び環境教育推進法の大きな枠内にあるという意味においては一緒ですし、意欲の増進、環境保全に向かう意欲をしっかりと高めていく。もしくはそういう環境教育をしっかりとやっていくというパーツであるという意味においては、共通性があるものだと思います。

石川専門委員 人的に同じ方がカウンセラーとリーダーで重なっているというケースはあるんですか、ないんですか。

出江室長 現地の状況から申しますと、環境保全対策課というところがやっておると思います。その中の恐らく企画係というもの、要するに他に属さない。

石川専門委員 聞いているのは行政ではなくて、民間の方です。カウンセラーになっている人とリーダーの研修を受けている人はかなり人的に重なり合っているものなんですかね。

出江室長 基本的には重なっていないと思います。カウンセラーの方は先ほど申し上げました地元、詳しいと言っておりますのは、例えばNPOの環境カウンセラー協会であったり、地元のカウンセラーのメンバー、必ずしもカウンセラーのメンバーばかりではなくて、環境ネットワークさいたまとかいうところが受けたりしていますから、結果として重なることが将来的にないかということは別にしまして、ある程度ターゲットは分かれています。現状では住み分けているところがございます。

石川専門委員 そうすると先ほどのお話ですと、環境省さんの長い名前の推進法。

出江室長 本当はもっと長いんです。カウンセラーの方は4条というのは民間の方の話として、

民間の取組みの部分が4条でございます、国の責務の方が5条でございますので、リーダー研修の方は、5条が当たってくると思われまます。

石川専門委員 わかりました。国の施策を具体化するために、この事務・事業を実施しているという理解ですね。わかりました。

それぞれ別に御説明いただいたので、聞いていて違いがちょっとわからなかったんですが、まずカウンセラー事業の方は、先ほどの御説明の中で請負をされており、それぞれのところに出しているという御説明をされていたと思うんです。リーダー研修の方はそういう形になっていないんですか。

出江室長 そのこのところをもう一度御説明いたします。

いずれも7事務所、7ブロックで実施をしております。ただ、先ほど申しましたカウンセラーの方は、全体的な枠組みを東京が中心にやっております、登録制度の運用とか、そういうところをやっております。審査のコアの部分は国が直接やっておりますが、いろんな普及啓発とか登録事務とかを請負に出している。その中で地方でやっておりますのは、一部研修の部分、関連する研修の部分でございます。

基本的にはそれぞれのスキルアップのための研修でございますが、先ほど申しましたように、それが当初登録の折りの資格要件というか、それをちゃんと受けないと、次の登録ができないという位置づけになっているものでございます。

それぞれの事務所で、それぞれの団体に請負を出しているということでございます。

石川専門委員 先ほどの御説明の中でカウンセラー事業の方は、全体パッケージで出すのは趣旨に合わないとおっしゃって、リーダー研修事業の方は、同じような表現がなかったんですか。これは全体パッケージとして出すというのは、趣旨に合わないというロジックは同じなんですかね。

出江室長 そこだけというよりは、少し違う部分と、似たようなケースは両方とも持っているんですが、リーダー研修の方は、先ほどちょっと申しましたように7事務所であります、文部科学省さんと環境省が組んでやっている。それぞれ役割分担をして、私どもは計画づくりの部分、実施の部分を中心に文部科学省さんの流れの中で教育委員会がやる。実質的に職員も当日行って一緒になってやっているということでございます。

それをばらばらにして、学校教育の中でも、これありという流れの中で非常に難しい部分がございます。そこを強調させていただきました。

石川専門委員 教育リーダー研修の方がパッケージだからだめとおっしゃったんですか。

出江室長 多分両方言ったと思うんですけれども、そのパッケージの在り方が、教育リーダーの方は文部科学省さん等を含めた役割分担になっている。実質のところ、委託の部分に関しても、検討会を実施して、みんなで寄ってきて、そこでいろいろ知恵を出し合って、三者がそれぞれの知恵の中で実施をする。

石川専門委員 三者というのは何ですか。

出江室長 請負先と文部科学省の流れと私どもという三者です。それで知恵を出し合って実施をしているという意味のパッケージの特徴がございますという話でございます。

カウンセラーの方は、パッケージというところの強調よりは、これは東京サイドの全体的な枠組みと、その中の一部としての研修の事業である、そのセット性をまず御理解いただきたいというところが一つございます。

そういうものでございますので、それぞればらばらに研修だけを切り出して、それぞれの地区で勝手にやってもいいというものではなくて、全体の流れをしっかりと踏まえてやる必要があるということで、請負には出しますけれども、そこと事務所がちゃんと一緒になって、それを考えて実施をするという形でやる必要がある。そこにしっかりと国がかんでおく必要があると考えていますと御説明したつもりだったんですが、済みません。

石川専門委員 ちょっと揚げ足取りみたいなんです、リーダー研修事業の方は東京でやる全国的な枠組みの部分というのはないということですか。

出江室長 制度として、カウンセラー制度のように、カウンセラー制度の場合は要綱をしっかりとって要綱の中で登録制度があって、登録制度のごく一部の部分としてあるという意味合いではありません。

そういう言葉を選んでお話しさせていただいたのは、当然リーダー研修そのものは、一定の全国の統一的な考えとか、基本的な枠組みを踏まえるべきだと思っております。ただそれをこういう要綱みたいな形で持っているのではなく、行政官の認識を統一するという形で例えば担当者研修であったり、担当者会議等で、取組みの考え方、今の環境教育の進み方等を共有する中で統一を取っていくということをやっているということで、規約という形とは少し違うということで、ありやなしやと言われると、そういう面ではないということになります。

石川専門委員 そうすると、どちらにしても、微妙な違いはありますが、「市場化テスト」に乗せるときの妨げになるのは、そのパッケージ性ということですか。

出江室長 しっかりと中身に対して、お願いしているところと、国が担っているところがワンセットにならないと機能を果たさないと思っております。

石川専門委員 一般論としておっしゃることはよくわかるんですが、今伺っていて見えてこないのは、民間がどんなことをされているんですか。このカウンセラー事業と、リーダー研修事業で、お仕事としてどんなところを民間に出されているんですか。

出江室長 まずカウンセラー事業でございますが、カウンセラーの方については実質行う研修そのものを出しております。

石川専門委員 講師も含めてということですか。

出江室長 基本的にお金を払う作業とかやってもらっています。ただ、環境省サイドと、調整の上という契約になっておりますので、その部分で考えをすり合わせておりますけれども、やっております。ただ、当日の運営の基本的なところはお願いをして、あとは私ども職員も行って、一緒になって、例えば制度の概要等については私どもが担います。その部分はお金を積んでおりませんので、私どもはやらせていただきます。

それから最近の環境施策の動向みたいなものも要望に応じてやる場合がございますが、そういうものは私どもが東京から人を呼んだりしつつ、担当する。それを合わせて一つやっていくという形

になります。

石川専門委員 カウンセラーはホームページに出ているものをざっと見させていただいて、この登録手続の流れが、毎年9月1日～9月30日ということで、先ほどの面接というのが2か所とおっしゃっていましたが、東京、大阪、横浜と3か所ですね。

出江室長 去年は2か所でした。今年は例えば熊本を予定しておりますので、そういうケースはあるかもしれませんが、去年は2か所でやっておりました。

石川専門委員 そうすると、この登録手続の流れのところには業者さんは入ってこないと見てよろしいんですか。これは行政手続だから、ここには業者さんは入ってこない。

出江室長 先ほど申しましたように、その部分は本省サイドでの業務になっておりまして、登録手続の方は、実際の作業の部分として一部請負先が実施をしている部分がございます。

石川専門委員 実際の作業の一部というのはどういうところですか。

出江室長 例えば募集要項を印刷して出すとか、中身とかはこちらでやっておりますが、発送するとか、そういう作業をお願いをしているところでございます。

石川専門委員 あらかじめいただいている紙の予算額が100万というのは、このメインは印刷なんですか。

坂本室長 今の話を整理させていただきますと、今回の中に入っている事業は研修事業の話でございます。今、お話のありました登録の話というのは、本省事業の中の議論になっております。

石川専門委員 そうすると、このフロー図の中で言うと研修はどこかに組み込まれているんですね。

出江室長 それは登録後の流れでございます。

石川専門委員 これは先ほど新規登録後3年以内に必ず受けなさいと言う新規登録者向けですね。

出江室長 そうです。ですから直接的な登録の流れとは、ちょっと別のところでございます。

石川専門委員 この研修の実態というのは、つまり丸一日かかるとか、そのイメージなんです。

出江室長 基本的には1日で実施しております。遠方から集まりますので、ある程度集まって来て帰れる時間帯、実質上は10時から夕方5時くらいまでとかいう時間帯で実施をしたり、細かいところはその地区によりますけれども、1日の研修でございます。その中に幾つかパートを切ってスキルアップのためのものであったり、現在の環境行政の情報であったり、そういうものをお伝えしたり、スキルアップするようなものを盛り込んでございます。

石川専門委員 先ほどの繰り返しになるんですが、各事務所で100万というものの内訳というのは、研修との関係でどうですか。

出江室長 会場費であったり、資料代であったり、講師の謝金であったり、そういうものでございます。

石川専門委員 これは大体全国ほぼ横並びですか。

出江室長 先ほどのように少しエリアが違ったりとか、いろいろしますので、若干でこぼがございますが、そんなような形で実施をしております。

石川専門委員 そうすると、この研修の部分が、先ほどの繰り返しになりますが、「市場化テスト」に乗らないという理由は、そのパッケージのところの一般論はわかったんですが、なぜなんでしょうか。

会場費とか、資料代とか、謝金という部分なんですよ。

出江室長 そこは考えがずれるかもしれませんが、先ほど申しましたように、実際に会場をセットして会議をセットするという基本的なところは請負に出しておりますが、その中で、向こう側で人を呼んでくる部分と、私どもが人を派遣したりするところと、組み合わせてその効果的なことをいろいろ考えてやっております。

そういう点から見ても、ばらばらにそれをやるというのは、基本的に。

石川専門委員 そのばらばらといいますのは、何と何がばらばらなんですか。

出江室長 行政サイドが関わる部分と、民間の請負先が実施する部分とです。

石川専門委員 それは現状でもばらばらにやっておられないでしょう。

出江室長 今は一緒にやっています。

石川専門委員 パッケージにはなるんだけど、それにもかかわらずパッケージといってももと要素は、仕分けはできるわけでしょう。お弁当だって、一つひとつのものがあって、幕の内になってパッケージになっているんですから。

出江室長 1つの会場で1つの時間を割いて、1セットで実施をしておりますので、ばらばらにするのがいいかどうか。

石川専門委員 ばらばらにしると言っているのではなくて、その要素はあって、それがパッケージになっているんですね。そうすると「市場化テスト」に乗せたときに、さっきの質問ともかぶるんですが、そのパッケージというのは何が支障になるんですか。

出江室長 何と何を組み合わせてどうするのかということも、行政サイドとよく組み合わせて考えて一緒にやることだと思うんです。

石川専門委員 そこは「市場化テスト」の話ではないですよ。そちらの施策というか、政策でやっていただければいいだけのことで、ただ大きな方針が決まって現在業者さんに出している部分が、なぜ「市場化テスト」に乗らないのかという質問です。

出江室長 「市場化テスト」の場合は民間の創意工夫でよりコストが安くいいものをということだと思いますけれども、単純に発案があって、私たちはこういうふうにしたいんだとされるとすれば、そこに私どもは組み合わせられないかもしれませんが、そういうものも当然出てくる可能性があります。

そういうものはそもそも先ほどの制度全体の中の一つのパーツを受け持っている研修という、ちょっと特殊な研修だということは御説明させていただいたと思うんですけれども、そういうものというふうに考えたときに、中身としてあってこないのではないかと。今のところは、そういう意識を持ちつつ、私どもがこれを一緒に相談をして、最終的にこの部分を最終的に私たちが持つところと、彼らが入れるところと相談をして組み上げて実施をしているわけです。

そもそも民間に委ねて、発意でやるということであれば、そういうことも含めて自由にやっても

らうということがそもそもの発想ではないかと理解をしたのですが、そうだとすれば合わないのかなと思ったりもするのですが、どうなのでしょう。

石川専門委員 その部分の創意工夫までは別に「市場化テスト」はね。

繰り返しになりますが、現在既に民間にお出しになっているわけですね。それは要するに言うことを聞くから。

出江室長 言うことを聞くからということではないです。

石川専門委員 「市場化テスト」も、入ってくる業者さんがどういう方なのかやってみなければわからないというかわかりませんが、全く土地カンがないとか、ある分野について全く何もやったことがないという人が入ってきても、それは多分競争しても負けますね。ある程度その分野について知っているところは入ってくるというのが、まずそこはあると思います。

出江室長 そこは全然私も否定はしません。

石川専門委員 対立点ではなくて、どこが違うのかというところを伺いたいと思って聞いているんです。何が支障があるのでしょうか。

出江室長 逆に言えば、何を御提案いただくのかと私は思っていて、先ほど言いましたように、組み合わせで1つの研修が成り立っていると考えたときに、では私どものところを含めて御提案いただかないとできないということになりますね。私ども行政が担うところを含めて、こういうことを環境省がやってくれ。自分たちはこういう講師を呼んでくるかなという形で、こういう研修をやりましょうという御企画をいただくということになりますね。

石川専門委員 応札する業者さんからですか。

出江室長 御提案の仕方がですね。それぞれ両方機能を持っていて組み合わせる。

石川専門委員 現在はどうですか。

出江室長 それぞれの地区に任されていますので、細かな仕様は変わっていると思いますけれども、最低こういうことを入れてくれという形にして、講師の決定とかは環境省と協議の上ということとやっております。

石川専門委員 その部分が「市場化テスト」に乗せると妨げられてできなくなるという御理解ですか。

出江室長 よき御提案というのがどういうものかというのを自分なりに考えたときに、全体がよくなるということを御提案されるのではないかと思います。そういうふう考えたときに、環境省側がやることを含めて御提案されないと、できないということになるのかなと。そうすると民間が、環境省さんこれをやってくれみたいな話になりませんか。

そのところが、どういう形でパッケージに出すのかといういろんなことがあると思いますので、いろんなケースがあり得ると思うんです。

石川専門委員 「市場化テスト」にお出しになる側がお決めになれば何ら問題はないので、御懸念のような形で譲ってしまえばそういうこともあり得るかもしれないけれども、そこはそんなことはなくて、こちらの主体性というか、前提として、環境省としての施策があるのは当たり前のことですから、こういう方針でここの部分を「市場化テスト」に出すんだという方針を明確に出してい

ただければ、いいだけのことなんではないでしょうか。

岡本専門委員 逆に言うと、環境省がこの通りやってもらわないと困ると思われているのであれば、確かに創意工夫はありませんから、それは確かにないと思います。でも、お聞きしている限りではそういう感じではないでしょうから、どういう形で政府として取り組んでいるかというときに、環境省が「市場化テスト」をどのようにとらえているか。まさしくそこが問われているわけで、それは環境省がパッケージと言われている中身を考えれば、民間がその中で創意工夫をする余地があるのかと考えるのは民間側です。それは考え方を少し変えていただかないと、政府の方針に合っていないように思います。

石川専門委員 時間の関係で、リーダー研修の方も似たような部分と違う部分があるんですね。リーダー研修の特色というのは、文部科学省との連携事業、共管だというのはよくわかったんですが、そこを除くと、何が支障になりますか。

これはある意味、社会教育的な要素もあるんですね。文部科学省が入ってきているというのは、生涯教育というか、そういうものですか。

出江室長 基本的に一般の方も入っていますので、そういう面では社会教育の面もありますし、教員の方々というのは、学校教育という面と確かに両面持っています。

それから学校教育の中に、一般の方々の力を生かしていくという流れも、最近の流れとして1つ存在すると思いますので、そういう役割も担っている。

それから、地域の協力を得るために、交流をするという目的を持っているわけです。

石川専門委員 そうすると、さっきの話で、これはさっきの二者と違って三者だから、三者一体のパッケージだから、あちらの言い分を聞かないと「市場化テスト」に出さないという理屈ですか。

出江室長 単純にそういうことを申しているのではなくて、学校の中でやっていっていただくというふうに考えたときに、それなりに、どう言ったらいいのでしょうか。

石川専門委員 入ってくる業者さんというのは、全く専門性と無関係な人が入ってきても、仕事としては担えないですね。例えば、学校教育の分野などに土地カンがあるというか、関わっている人たちが出てきてこそ意味があるのかなという感じがするんです。これについてもさっきと同じように、民間に出されている部分があるんですね。

出江室長 あります。先ほども御説明いたしましたが、私どもの部分は基本的に役割分担の関係上、企画部分とプログラムの基本的な枠組みをつくるところを担っているということです。

石川専門委員 これはよその役所の話だからわからないかもしれませんが、環境省さんの分だけで126万×7地区とありますけれども、文部科学省の側から同じぐらい出ていると見ていいんですかね。

出江室長 同じか若干それ以上という形です。

石川専門委員 繰り返しになりますが、「市場化テスト」に出せない、なじまない理由が聞いていてよくわからないのですが、そこはいかがでしょうか。

これが支障になるということを出していただければ、なるほどと納得がいくのですが、今の聞いている限りではもう民間に出しているわけですから、そこが変わらなければ法的なスキ-

ムが変わるという点を除けば、何ら変わらないし、法的なスキームに支障があると言われれば、それはそうかもしれないけれども、この「市場化テスト」の仕組みも政府がつくったものですから、それを使わないという理由はそちらに証明していただかないと困るという前提でヒアリングでお呼びしているので、そこが今、見えてこないというか、見えてくればよろしいんですが、そこはいかがでしょうか。リーダー研修にしても、カウンセラー事業にしてもですね。

坂本室長 ちょっと外れる話になるかもしれませんが、三位一体的に、国と、文部科学省、先生方は民間というお話をされておりますけれども、基本的に現状で、私もすべて把握しているわけではございませんけれども、例えばリーダー研修であれば、教育者とか有識者を初めとしたNPOの何とか法人というのがあって、そこが地域の環境教育的なものの基盤になるように、立ち上がっているところが結構多いわけです。そういうところとタイアップしながら、先ほど御説明いたしました50人、60人レベルではなくて、一回の研修でそういう人たちがさらに地域に根差すようにやる。こういう連携を、環境省としてもつくっていきたいということで、そういうところを対象にしているというのも一つございます。

石川専門委員 それは環境リーダーの方ですか。

坂本室長 リーダーの方です。もう一方の環境カウンセラーというのは、平成8年に環境カウンセラー制度を立ち上げさせていただいて、当時700人くらいからスタートして、今4,500くらい、事業者、市民もあるわけですが、そういう人たちが各地域において、環境カウンセラー協会というものを立ち上げております。全国レベルの協会もあれば、地域の協議会方式とか、そういうものが大体全国ネットでございます。

今回、環境カウンセラーの地域の取りまとめを、例えば県単位で持って、すべての県が持っているかどうかは私も承知をしておりますが、今全国に40近くあるはずで、全国レベル、ブロックレベル、県レベル、それと属さないもので少し違ったレベルで、それぞれ環境カウンセラーの方々から何らかの形で加盟しているものがございます。

私九州の事務所に別件で話を聞いたときには、環境カウンセラー研修九州ブロックを実施するにあたっては、そこと提携してやっている。全体をよく把握しているところがあるものですから、彼らにとってみても、国と一緒にやることによって、地域の環境カウンセラーの質を高める。それでさっき言いましたような、今地域で抱えている環境カウンセラーの問題をカリキュラムに入れるのに提案もできるという、お互いの連携を図りたいというところと一緒にやっているというのが現状でございます。

今御提案のあった「市場化テスト」の中で、民間ということになれば、勿論NPOでございますから、総合評価で対象にならないというわけではないと思うんですが、グレードがどうなのかというのは、そこら辺はまだわかりません。

岡本専門委員 そういう問題もあるとしても、アプライオリにNPOだから除外されるということはないんじゃないですか。

坂本室長 そこが私もわからない部分です。

岡本専門委員 お伺いしたいのは、今おっしゃった協会とかNPO法人を育成したいから、他の

民間が入ってくるのを排除したいというそういう趣旨ですか。

坂本室長 そうではございません。

岡本専門委員 それなりの理由があると思いますけれどもね。

坂本室長 先ほど申しましたように、今地域の中で、要するに環境省だけ、今回の私どもの研修だけで、地域の中に環境カウンセラーの環境教育的なものが広がっていく部分がなかったものですから、そういうところが活用できればいいということで今まで来ているわけでございます。

ですから、ここでなければだめだということを申し上げているわけではないんですが、今の民間というお話の中で、今の例の一部、私も全部は承知しておりませんが、そういうところを活用しながら地域でコアを広げていくという活動しているということを申し上げたかったわけでございます。

石川専門委員 お話を聞いていて、話がずれたと思うんですが、最初はリーダー研修のところでは三者とおっしゃって、NPOがあるんだとおっしゃっていて、話の後半がこちらのカウンセラー事業の方へ、NPOの話でずれていったんですけれども、リーダー研修のところはどうですか。

坂本室長 リーダー研修でも地域で環境教育的なことをやっているNPOはございます。

石川専門委員 さっき三者と申し上げましたけれども、NPOも含めたら四者なんですよ。

坂本室長 違います。私が承知している限りでは、例えばリーダー研修であるならば、文部科学省、環境省イコール地方事務所があるわけですが、それとNPO法人という位置づけです。

石川専門委員 請負者が現行でNPO法人なんですね。わかりました。しかし、請け負っていないNPO法人を入れるとすると、それは周辺部分で、実際にいらっしゃるとすると四者。NPO法人が今やっているという意味ですね。わかりました。

出江室長 リーダー研修の方でございますが、三者というのは文部科学省が絡んでいるだけかということですが、私はそこに思いを込めたつもりではいたんですが、要するに学校が入っているということが、結構大事なことだと思っていて、学校はやはり中立性みたいなものとか、教育の基本的なコアな考え方というものは相当ははっきりしています。そういう中でNPOが自由な発想で、何かそこへ持ち込んで競争するというのではなくて、三者が共同して検討会等設置をして、プログラムを検討したり、やり方を検討したりする今のやり方というのが、公教育が入っているこのパターンに関しては、ふさわしいのではないかということをお願いしたかったので、単に数が3つだからということをお願いしたいわけではないんです。

岡本専門委員 私の認識が浅いレベルなのかもしれませんが、市場化テストの仕組みを導入したいからといって、今おっしゃったようなことできなくなるとはとても思えないんです。

石川専門委員 今聞いていて、御懸念があるのは現在NPO法人にやっていたところから株式会社が入ってきては困るという理屈であれば、それはそうかなという感じはするんです。しかし、今、文部科学省の方でも、株式会社立の学校まで認めているわけですから、商法上の法人だから株式会社はだめで、NPO法人だからOKというのはちょっと理屈で通りにくいですね。だから何が支障になるのか、もう一つ見えてこないの、その熱い思いを、もう少し語っていただけるとありがたいんです。

お考えのところはわかるんですが、それを我々素人にわかるように、何が支障なんだということ、いかがでしょうか。

出江室長 このところがわかってもらえないのでどう説明したらいいのかと思うんですが、「市場化テスト」の場合は、基本的には、ルールをあらかじめしっかりつくって、評価の基準もしっかりつくってということでございますね。

石川専門委員 しかも、第三者機関が監視機関として入るということです。

出江室長 そうすると始める前に、ある程度枠組みをしっかりとつくってしまわないといけないということだと思えますけれども、先ほど私どもが言わしていただいたのは、民間の創意工夫はあるけれども、それは三者協議の中で生かしつつ、それぞれの特徴を生かして、もしくはそれぞれの考え方をいれて実施をしてきておりますので、例えば請負者を選んだ後いろいろつくっていますので、その部分があらかじめ評価基準をつくって、細かなルールを全部はめてというものになじむのかというのは。

石川専門委員 事前の基準かどうかはさておいて、カウンセラーの方は平成8年スタートですよ。地域リーダーは平成15年スタートだから、去年から始まったという制度ではない。成分化するかどうかはさておいて、やってみてのいろんな基準というのは、もう既に明らかになっていますよね。基準とかは毎年毎年違うということですか。評価基準とおっしゃるけれども、それはやってみて、その反省だから、PDCAサイクルの中のチェックのところでは、必ず大丈夫だったかというところでは評価というのは必ず出てきますね。

出江室長 一般的なものはそのとおり思うんですが、先ほど申しましたように、各ブロックで考えましたときにも、各府県をずっと回しております。基本的に必要なことというのはありますので、取組みのベースというものはございますが、それぞれの地区で、特に請負団体の特色、地域の特色も踏まえて、工夫して変えている部分というのは相当ございます。

石川専門委員 その中身まで「市場化テスト」で立入ろうと言っているのではなくて、今のお話を聞いていると環境省さんは政策放棄をしてこっちに妥協するみたいに聞こえるんですが、そうではないですよ。それはむしろ環境省さんの所管のところなんだからお考えいただいて、ただいろんな条件のところは今までやってみて、実行されているわけですから、毎年違いはあるとしても、やってみているんなことがわかってきているわけですよ。初めてスタートする仕組みではないわけですから、その部分はいろいろ事前に注文をつけられればいいだけの話です。

繰り返しになりますが、なぜ「市場化テスト」になじまないのかという部分は、創意工夫の部分だって、最初の部分で主体的にこうして欲しいとおっしゃればいいだけのことなんで、繰り返しになって恐縮ですが、支障になる部分が見えてこないんですが、何がまずいのでしょうか。

坂本室長 総合評価方式をどこまで理解しているかという部分になって申しわけないですが、通常のイベントを実施するということについては、何月何日にこういう業務を、どこで、何人規模で、パンフレットやポスターをつくって周知をして、そういう業務を総合評価でやる。そうすると、きっとイベント会社さんは企画を出し、それに合わせて金額を出して、それを総合評価にする。終わったものを評価するという形が一連の流れになると思うんですが、今きっと室長の頭の中

にある部分としては、最初にどういう仕様書が書けるかという部分だと思うんです。

今までお互いに、目標に向けているんな検討会の中でいろいろ構築していく。そうすると最初の仕様に満たない部分が発生してくるようなこともあるのかなと。すべてではないにしろです。例えば講師として、Aさんを提案してもらった。ところが進めているうちに、どうもこのAさんよりは、例えば今度のリーダー研修のメインとするならば、こういう人たちもいいのではないかと。それは変更契約的な話になってくる世界だと思うんですが、そういうことをおっしゃりたいのではないんですか。そうではないんですか。

石川専門委員 今のロジックだと、イベントだったらOKなんですね。

坂本室長 普通のイベントならばです。

石川専門委員 先ほど検討させていただいたと言われてたので、ひとまず凍結したんですが、イベントですよ。イベントならばOKなんですね。

今おっしゃったことの、ロジックの裏側はOKだと聞こえます。

坂本室長 私は、そちらを対象にしたわけではなくて、一般論の中です。

石川専門委員 そうすると、お2人の熱い思いは共有されたのでしょうか、されないのでしょうか。同意を促されましたが。

坂本室長 私が今申し上げたのは、1つの総合評価方式の手続の中で、私も直接担当しているわけではないんですけども、いろいろ新しいものを構築していく中で、いろいろ中身は変わってきますね。変わってくることが果たして総合評価になじむのかなという単純な疑問として申し上げたわけです。

石川専門委員 イベントだと様式化されてしまうから、わかりやすいんだけども、こっこの2つの研修というのはどうですか。

坂本室長 カリキュラムをつくりなさいというのは簡単な話ですが、それだけのものではないと私は思ったんです。

石川専門委員 プラスの部分の熱き思いですかね。

坂本室長 熱き思いというか、具体的に御説明しなければいけない部分だと思います。

石川専門委員 それにしても書き方が難しいという部分がよくわかりません。全く新規に始めるのであれば書けないですね。しかし、平成8年スタート、平成15年スタートなんですから、全国でいるんなことが起きたわけですよ。それを本省としても把握されているんですよ。

坂本室長 それは本省が把握しております。

石川専門委員 毎回毎回全く違うものであれば、仕様書が書けないというのがよくわかるんですが、一定のスケジュールがあって、その中にルーチンとして組み込んで実施されているわけですよ。そこの部分というのは、何らかの形で共通化できているからルーチン化されているのではないかなと思うんです。

坂本室長 環境カウンセラー研修の中には、こちらから一方的にではなくて、事例研究みたいなケースがあります。その事例研究というものは、旬なものを環境カウンセラーの方々に提供しなければならぬ、研修として習得していただかなければならぬというものがあるわけです。

例えば温暖化をやろうとしたら、もっと別の案件があって、その方が直近に知ってもらいたい案件であると。こういうふうにかわっていくケースもあります。今言ったように、いつも決まったカリキュラムを毎年やっていくなれば、今のお話のとおり、何ら問題ないですけども、毎年地域によって、少しずつカリキュラムは違っているはずなんです。

石川専門委員 それは当然で、むしろ旬でやっていかないと、世の中の動きは早いですから、1年前のネタがもう使えないということになりかねない。

逆に言うと、そういう提案をしてきたところはだめと言えるわけではないですか。

出江室長 多分をお答えになっていないのかもしれませんが、実際にこのリーダー研修というのは現地を使ってやっております。どの場所で、どういう形でやるかによって相当中身が変わってきておりまして、都道府県はまず最初にふさわしい場所を探して、基本的には安く泊まれてとか、例えば青年の家とかを使うわけですけども、そういう場所でどういうことができるのか。

それからそのエリアの中で、こういうことに得意な団体等を探してきて、協力をして、委託をし、実施をしていくという流れでやってきております。

そういう意味ではどこでやるか。同じブロック内でも、例えば、仮に近畿で申しまして、日本海側の方でやるのか、都市部でやるのか、和歌山でやるのかで相当変わってきます。基本的に押さえなければならない枠組みというのもありますし、そのときの重点事項みたいなものをある程度決めております。

ただ、実際のやり方というのは相当変わってくるという要素を持っております。

石川専門委員 繰り返しになりますが、その枠組み自体を動かしてくれとか言っているわけではなくて、枠組みは決めていただいた上で、実際に民間に、今入ってやっていただいている部分を市場化テストに出していただければよりよくなるのではないかとっているんですが、よりよくなりませんとおっしゃっているんですかね。そうだとすると、なぜよりよならないのかですね。枠は決めた上でいろいろ注文を付けられていいわけです。市場化テストの枠組みと言いますが、そういう意味での枠組みはありますが、実際にその枠組みの中に入るというのは、例えば国とか、国でも各府省で違うでしょうし、都道府県とか市町村でもそれぞれ違っているわけです。ただ、その枠組みというところでは共通しています。その枠組みは、環境省さんがお考えいただければいいだけのことなので、そこでいろいろな注文を付けられればいいだけのことなんです。そこは大きく、これが入ってからといって変わる。例えば生物多様性が破壊されるということではないかと思うんですが、そこは違うんですかね。何かやりにくくなるとか、そういう御懸念ですかね。

出江室長 できないのではないかとということをお伝えしたいというのが1点です。それから、繰り返しになって申しわけないんですけども、累積があるとおっしゃるけれども、相当バリエーションがあって十分の仕様書が確保できないのではないかと考えています。

岡本専門委員 仕様をどうするかという議論はこの後あって、今室長がおっしゃった懸念をどこまで書かなければいけないかという議論をやるんです。

出江室長 もう一つは繰り返しになって恐縮なんですけれども、学校教育に係わる部分をどう考えるかというのやはり気になるところでして、自由なNPOなり、企業なりの考え方、収益企業

であれば基本的に収益性をベースに置いているもの。NPOも理念を持って取り組まれているもの。一定の企画の範囲の中ではあるかもしれませんが、それぞれのものが入り込んでくるという形が、どういうふうに仕様書の、今十分書き切れない可能性があるかもしれないという中で担保できるのだろうか。その部分に関しては、三者が関わって、ある意味で複雑に調整をしゃっているものとしてなかなか難しさがあるなというのが、今はうまく言葉にできませんけれども、実感として持っているところでございます。

岡本専門委員 環境省側から言われる言葉としては、仕様書が書けないというのは多分理由にならないと思います。こういう政策があるから、市場化テストになじまない。これは正しいかどうかわかりませんが、何らかの理由によって先ほどおっしゃった地方のNPOを育てなければいけない。

出江室長 書けないというよりは、ベースはあるとしても、一つひとつ違うようなタイプのものなので、なじまないのではないかとやっているわけで、単純に努力をしなくて書かないと言っているわけではないです。

岡本専門委員 申し上げないんですけれども、研修という枠組みで整理をしてしまうと、ほかはもっと難しいものがいっぱいあります。研修という枠組みの中に整理できるから非常に定型的なものではないのかなという推測はします。

もう一つは、既に請負の形を取っているかもしれませんが、今出していらっしゃる。今の理由が出していなかったら、それはそうかなということになるかもしれませんが、現実的に出していて、それで毎年評価されているわけですね。その辺はどうなんでしょう。ほかの先生方にも聞いていただければいいと思いますが、私は理由にはならないような気がするんです。

工藤専門委員 考えてみれば民間同士だって、ほかの組織に研修を委託するということはあるわけです。そのときには仕様書で、この人と、この人を連れて来いとまで書いているのはむしろ少ないわけですし、一般的な方針とか、さっきおっしゃっていたまだ協議が必要な部分というのは、この部分は協議が必要だということを最初に決めていけばいいわけですし、そのところについては、もしかすると、さっき事例とおっしゃいましたが、あるいは特定の地域にノウハウを持っていて、おもしろい事例を出してくるかもしれないわけです。例えば全体のパッケージの中でこれとこれをやって欲しい。これはこういう方針だということを、そちらがお示しになって、ある部分については全体の5分の1かどのくらいかは私はわかりませんが、ここについては最新の事例は、政策については協議を必要とするということで、市場化テストというのはできるのではないかなと思うんです。別にそれを妨げるものではないし、その協議事項がこれだけあるということのをのんだ上で、教育とか研修というのはそういう性質がありますから、それでできないことはないと思うんです。

石川専門委員 7ブロックあるわけですから、7ブロックを全部一緒にやらないで、試しに一つやってみるとか、そうしないと、全く新しい経験というものは集まらないですね。それもだめですか。

坂本室長 ヨーイドンではなくて、1か所ですか。

石川専門委員 予算規模が大きいとか、予算規模だけではなくて、今のお話だとそれぞれの地域地域の特性があると思うんです。だからやってみて、実質そんなに今と変わらないのであればやっ

てみようかというところがあれば、ちょっとやってみるというのもだめなんですか。そのことによって、大きな支障が出てくる、もし出てくるのであればそれはやめた方がいいということかもしれませんが、ここはいかがですか。7つを全部一緒ではなくという余地は全くないですか。

出江室長 今日基本的な考えを述べさせていただいているので、答えを求められても。

石川専門委員 即答は結構ですが、1つの解決法として申し上げたんです。今日のヒアリングはそろそろ閉じさせていただきますが、これで協議は終わりというわけでもないと思いますから、その辺りは折衝させていただいて、そこは別に構わないわけですね。

出江室長 御理解はいただいているので、理由にはならないとおっしゃられているので。

石川専門委員 理解をしていないとまでは言わない。

出江室長 それなりになじまないと考える理由は私ども述べさせていただきましたが、それは理由にならないと。

石川専門委員 ならないと申し上げたのではなくて、要するになるほどと納得する、そうだよなというふうには、3つともならないということですね。繰り返しになりますけれども、民間に実際に出しておられるわけだから、もし出していないということになると大変な政策の変更になるわけですけれども、現状はそういうふうになっているわけですから、何が妨げになるのか。三者三様なだけけれども、ちょっとわかりませんでしたということで、それは理解していないということでは勿論ないです。環境は非常に大事なテーマですから、我々も十分承知の上です。

工藤専門委員 少し温度差を付けるとするならば、おっしゃるように、環境教育リーダーの方は、教育委員会を通じて申し込んだりとか、かなり既存の教育のシステムを使っているということで、懸念がおりなのかなというのは感情的にはわかるんですけども、むしろ環境カウンセラーの方については、すべてを門前払いする理由は、私もあまり見受けられないので、全部一斉にやったら、運営が非常に大変だという現実問題があるのかもしれませんが、どこかでやり出してもいいのかなという気がするんです。

地区性ということもある程度重視されているということであれば、カウンセラーの方は全国的に質の均一性ということもおっしゃっていますが、逆にその範囲内でむしろできるのかなと思います。教育リーダーみたいな多様性がないからこそ、逆にやりやすいのではないかなという気がするんです。可能であればカウンセラーの方から先に検討できるのではないかなという気がします。

岡本専門委員 途中から来たので、全部把握していないので、大変恐縮なんですけれども、少なくとも言われている中で、全国的な質の均一性とか統一性ということと、各地域における地域の特性というのは、単純に比較すると矛盾しているようなことを言われているような気がするんですけども、この説明というのはどうですか。

出江室長 そこもさせていただいたんですが、基本的なところは統一を取りつつ、地区のブロック単位の特徴を踏まえとか、いろいろと御説明させていただいたんです。

岡本専門委員 もう一つの質問は、今実際に民間の事業者、NPO、社団、財団を含めての話ですけれども、実際にどういうところが各ブロックで何々財団とかが受託されているんです。その情報というのをいただいているんですか。

事務局 それはあります。

岡本専門委員 では事務局で確認します。それぞれ違うんですね。

出江室長 いろんなところがあります。

坂本室長 地域のNPOさんがほとんどです。

出江室長 リーダー研修などは本当にさまざまです、県も変えていますので、県が変わるということはそこにノウハウを強く思っているところは、同じ場合もありますし、変わる場合もあって、変わってきています。

岡本専門委員 個々のカウンセラーにしる、リーダーにしる、地域のNPOにしる、個人にしる、育成しなければならぬ環境省の施策というのはあるんですか。私はそういう意見をちょっとどうかかなと思うんですけども、商法上の法人が入ってくるのはちょっと問題があって、地域のNPOなり個人なりを育成しなければならぬということ。

出江室長 特定の団体を育成しなければならぬということではないです。

岡本専門委員 特定というのではなくて、地域に根差すとか言うじゃないですか。草の根とかいろいろ言い方はあるがと思います。

出江室長 基本的にはそういう力がしっかりと付いてくる必要があるという考え方があって、保全活動と環境教育の両方入っていますが、保全活動の方というのは、そういうNPOとかが育っていくように努めていくという部分はベースとして入っております。

岡本専門委員 施策評価が来ていらっしゃるんで、そういう政策は今は環境省の評価として十分根付いているという評価ですか。

出江室長 そのことと、この特定の団体云々という話ではない。

岡本専門委員 勿論わかっているんですか。環境省の環境施策というのは非常に重要だと思いますから、「市場化テスト」を入れる入れないという議論は、本来であれば、環境をどうするかという議論から出てくる結果として、市場化テストを入れる入れないという議論だと思います。ここはそういう場ではないから、「市場化テスト」だけが正面からやっています。

出江室長 そういう視点があればということであれば、これは実際には相当小さいお金なんです。大きなお金であれば、確かに金額ベースで中身も含めて競うというところはありますが、こういうお金をしっかりとそれぞれの、別にどこがということではなく、各県を動きながらでも、NPOなどがしっかりとこういうことを一緒になって国とやることによって育っていくというのはあると思います。これは全然違う一般論だと思いますので、「市場化テスト」そのものをつながってしまおうとややこしくなると思います。

石川専門委員 今のお話は、少額だからといって「市場化テスト」を導入することを妨げるとおっしゃっているのではないですね。

出江室長 これをきっかけに、NPOが育っていくことはいいことだということです。私、環境教育推進室と民間活動支援室長というのと両方かねておりまして、民間活動支援室というのは、NPO活動を育てていくという役割を持っているものですから、別のこととして、そういう一般論はございます。

石川専門委員 環境教育リーダーの方は文部科学省との絡みというか、連携だけれども、環境カウンセラー事業は単独でお考えになる政策ですね。今言ったところとの調整が図ればそこがコアなんです。それぞれの地域のNPO法人等を育てたいというのが政策なんです。

坂本室長 今の話を含めて少し整理させてください。

石川専門委員 わかりました。

ほかにもいろいろと御意見もあるかもしれませんが、予定の時間をちょっとオーバーいたしました。本日ヒアリングの対象とさせていただいたこの3つの事業については、本日の議論を踏まえて、市場化テストの実施について引き続き前向きに御検討いただければありがたいと思います。

本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

(環境省関係者退室)

石川専門委員 それでは、本日の「地方出先機関分科会」を終了いたします。